

## 「みやぎ漁師カレッジ」PR関係業務仕様書

I 委託業務名 「みやぎ漁師カレッジ」PR関係業務

II 契約期間 契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

### III 業務の目的

令和7年度「みやぎ漁師カレッジ」長期研修の参加者を募集するチラシ及びポスター（以下、「チラシ等」とする。）の作成・発送を行うほか、「みやぎ漁師カレッジ」についてPRするための動画を制作・配信することで、新規漁業就業者の確保・育成を図るもの。

### IV 業務の内容

次の1から3に掲げる業務を発注者と協議の上、行うものとする。

1 令和7年度「みやぎ漁師カレッジ」長期研修の参加者募集チラシ等の作成・発送

(1) 令和6年度「みやぎ漁師カレッジ」長期研修及び短期研修の研修風景の撮影

チラシ等の作成にあたって、令和7年2月21日（金）まで実施している令和6年度「みやぎ漁師カレッジ」長期研修及び令和7年2月1日（土）～2月2日（日）で実施を予定している令和6年度第3回「みやぎ漁師カレッジ」短期研修について、研修の管理運営主体である宮城県漁業就業者確保育成センターと協議の上、研修風景の撮影を実施すること。

(2) チラシ等の作成

令和7年度「みやぎ漁師カレッジ」長期研修の参加者を募集するため、県内外の公共施設や商業施設、コンビニエンスストア等に配布、掲示するためのチラシ等を作成すること。なお、チラシ等には（1）で撮影した令和6年度「みやぎ漁師カレッジ」長期研修の研修風景の写真を使用すること。また、発注者から貸与された令和5年度以前の「みやぎ漁師カレッジ」長期研修の写真を追加で使用することも可とする。

(3) チラシ等の仕様は次のとおりとする。

イ チラシ

- ①規格 A4 端物 コート 110kg
- ②色数・ページ数 両面カラー
- ③枚数 10,000 枚

ロ ポスター

- ①規格 B3 端物 コート 135kg  
(仕上がりサイズ：B5（4つ折り）、展開サイズ：B3)
- ②色数・ページ数 片面カラー
- ③枚数 1,000 枚

(4) チラシ等の発送

完成したチラシ等について、発注者の指定する公共施設等へ発送すること。なお、1箇所への発送部数はチラシ10部とポスター2部程度、発送箇所は170箇所程度を想

定している。発送残部については、宮城県水産林政部水産業振興課へ納品すること。

## 2 「みやぎ漁師カレッジ」PR動画の制作

「みやぎ漁師カレッジ」について県内外へ広く情報発信することを目的としたPR動画の制作に係る企画、演出、撮影、録音、編集、ナレーション等の映像制作に必要な業務及び付帯する業務一切とする。

### (1) 動画の訴求対象

自然豊かな場所での暮らしや仕事に憧れる20代～30代、キャリア後半やリタイア後に昔から憧れていた漁師になりたいと考える40代～50代等。

### (2) 動画の内容

イ 漁業者が活動する様子及びインタビューを通して、漁業者及び職場の雰囲気、活動内容を伝えることで、漁業への理解が深まる内容とする。

ロ 受注者の知識、技術、経験等を活かし、訴求対象に魅力ある演出・効果を用いることにより、最後まで「観てみたい」と思わせる映像とする。

ハ 動画には、令和6年度「みやぎ漁師カレッジ」長期研修生または令和5年度以前に「みやぎ漁師カレッジ」へ参加した後に就業した漁業者を3名以上起用すること。なお、起用者の従事する漁業種類は重複しないものとする。また、起用者は発注者及び宮城県漁業就業者確保育成センターと協議の上で選定し、動画を動画広告等の幅広いPRに使用できる可能性があることを事前に説明して、承諾を得ること。

ニ その他の内容・演出方法については、契約後速やかに発注者と打合せを行い、承諾を得ること。

ホ 映像品質は、契約後に動画の種類及び目的に応じて発注者と協議し決定する。

ヘ 動画の種類は下表の2種類を基本とするが、このほか、契約金額の範囲において受注者が効果的であると考え独自の種類があれば、発注者と協議の上、制作する。

No.	種類
1	総集編（字幕あり） 2分～3分程度 3本以上
2	ショート動画（No. 1の動画や取材した素材から編集・構成する。） 15秒～30秒程度 3本以上

ト 発注者が必要と認めた場合は、編集作業に立会い、内容の修正を指示する事ができる。

## 3 「みやぎ漁師カレッジ」PR動画広告の配信

### (1) 広告媒体

使用する広告媒体については、インストリーム広告、SNS広告、リスティング広告等を想定するが、ターゲット層への到達率、クリック率、費用対効果等を考慮して最適な広告媒体を提案し、発注者と協議の上、決定すること。なお、配信期間は2週間以上を想定している。

(2) 広告の誘導先

広告の誘導先には、宮城県漁業就業者確保育成センターHP  
(<http://www.ryoushi-miyagi.org/>) を設定すること。

(3) 広告素材

広告素材には2で制作したPR動画を用いること。

(4) 広告分析レポート

広告媒体ごとの広告配信実績、クリック数、クリック単価及び費用対効果等を分析し、結果を広告分析レポートとしてとりまとめ、Excel形式で電子メールにより発注者へ提出すること。

## V 成果品

成果品は次のとおりとする。

1 チラシ等

(1) チラシ 10,000枚、ポスター 1,000枚

(2) チラシ等の電子データ (PDF形式及びAi形式)

2 PR動画

(1) 動画データ一式

YouTubeの「みやぎ漁師カレッジ」チャンネル掲載用にデータ変換したもの一式  
(MP4形式)

3 PR動画広告の配信

(1) 広告分析レポート一式 (任意様式、Excel形式)

## VI 包括的事項

- 1 受注者は、業務全体を管理・統括する者を一人置くこと。発注者との連絡は原則としてこの統括者を通じて行うこと。
- 2 受注者は、あらかじめ発注者と調整したスケジュールで行うこと。
- 3 受注者は、業務の遂行について随時報告を行うこと。なお、完成までに発注者による内容確認及び修正指示の機会を複数回設けること。
- 4 発注者は、受注者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができるものとする。
- 5 業務を遂行する上で必要な資料等は、受注者において入手するほか、必要に応じて発注者から随時貸与する。また、予算の範囲内において取材も可とする。なお、貸与した資料等の複製、複写の可否、返却等については、発注者の指示に従うこと。
- 6 撮影に係る肖像権・著作権処理は委託業務に含むものとする。また、撮影に際し、使用料、謝礼等の費用が発生する場合は、受注者の負担とする。
- 7 委託業務の詳細な内容については、受注者からの提案に基づき、発注者と協議の上、決定すること。
- 8 本業務の成果物として「業務実施結果報告書」を作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

- 9 受注者は、契約の履行にあたり知り得た情報を本契約の履行用に供する目的以外に利用しないこと。また、本県の承諾なしに第三者に開示しないこと。契約の終了後においても同様であること。
- 10 本業務によって得られた成果品に係る、受注者に帰属する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、第三者に帰属するものを除き、発注者に帰属し、発注者は本業務による成果品を自ら使用又は加工して使用するほか、第三者に使用を許諾できるものとする。また、受注者は、あらかじめ発注者から書面による同意を得た場合を除き、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を行使しないものとする。
- なお、受注者は、成果品に係る第三者に帰属する著作権について、本業務における利用に関し、発注者が無償かつ無期限に利用できるように、当該第三者から利用許諾を得なければならない。
- 11 上記のほか、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項、又は本仕様書に規定されていない内容については、発注者と協議の上、実施するものとする。